

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-05-01		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	防災計画費		部課名	区民生活部防災課		課長名	漆畑	
			担当者名	丸山		内線	3131	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-01-01	防災計画費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 54	（ 1979 ）	年度	根拠	災害対策基本法、都震災対策条例、区災害対策			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等	基本条例・防災会議条例・地域防災計画			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	災害対策全般についての基本的事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、災害から区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。							
対象者等	区民、荒川区、防災関係機関							
内容	1 荒川区防災会議 荒川区防災会議は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づき設置され、本部長（区長）及び委員（60名以内）で構成されている。（委員は、各防災関係機関の長等の職にある者や、女性の視点を入れるため女性団体等の有識者を委嘱している。） 2 荒川区地域防災計画 国又は都の被害想定の変更や、実際に起こった災害から得られた教訓等を踏まえ、荒川区防災会議条例第2条に基づき作成した「荒川区地域防災計画」の見直し、修正を行う。							
経過	平成23年 6月29日 防災会議開催 平成23年11月18日 防災会議開催 平成24年 5月14日 防災会議開催 平成24年10月 荒川区防災会議条例改正 定数55→60 平成25年 3月25日 防災会議開催 荒川区地域防災計画（平成25年修正）発行 平成26年 7月18日 防災会議開催 平成26年 8月 荒川区地域防災計画（平成26年修正）発行 平成28年 8月4日 防災会議開催 平成30年 3月19日 防災会議開催 平成30年 8月 荒川区地域防災計画（平成30年修正）発行							
必要性	法令等により設置が義務付けられている区の災害対策の根幹となる地域防災計画の策定等を行う。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 必要に応じ会議を開催。会長である区長が会務を総理する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	地域防災計画の完成度（%）	100	100	100	100	100	随時修正を行っていく。
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
重点的に推進		重点的に推進	国や東京都の防災計画、過去の災害における教訓等を踏まえて、区として災害対策の基本計画の見直しを重点的に推進していく。					

(単位：千円)問題点・課題

問題点・課題の改善策

施
状
況

議 会 質 問 状
況（要 旨）

平成25年1定	「地域防災計画の修正における学識経験者や住民の参加について」
平成25年2定	「災害時の応急医療体制の充実について」
平成25年3定	「修正された地域防災計画の具体的推進について」
平成28年度6月会議	「避難所となる公共施設等の安全性確保等、地域防災計画の見直しについて」
平成28年度9月会議	「地域防災計画実現のための優先順位をつけた推進プランの策定について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-05-02		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	警戒待機制度		部課名	区民生活部防災課		課長名	漆畑	
			担当者名	小川		内線	497	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-01		警戒待機事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 56	（ 1981 ）	年度	根拠				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	災害発生及び区内における火災発生時等の初動体制を確保するため							
対象者 等	区職員、区民							
内容	1 夜間及び土・日・祝日の主な業務 （1）火災発生時等における防災課職員への連絡（2）防災関係機関との通信連絡業務 （3）その他の緊急時への対応等（4）荒川区役所分庁舎（旧防災センター）無線設備等巡回 2 大規模な災害が発生した場合の対応 （1）災害情報の収集及び初動対応 東京都・防災関係機関（警察署・消防署等）からの情報収集等 （2）区民からの問い合わせ対応 （3）記録及び災害対策本部への情報の引継ぎ 収集した情報を整理し、災害対策本部に伝達する							
経過	平成11年度以前 区役所4階警戒待機室にて実施 平成12年度～ 防災センター2階の災対宿直室にて実施 平成17年度～ 警戒待機業務を委託 平成19年度～ 委託業者及び管理職常駐 令和元年度～ 区役所本庁舎3階の警戒待機室にて実施							
必要性	防災課執務室に常時人員を配置し、災害時の防災関係機関等との連絡体制等、初動体制を確保するため必要である。							
実施 方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	警戒待機時間 平日 17：15～8：30 土・日・祝日 8：30～17：15、17：15～8：30（二交替） 年末年始 8：30～17：15、17：15～8：30（二交替）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	警戒待機日数（通年）（%）	100	100	100	100	100	年間を通した警戒待機業務の実施
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	休日・夜間の災害等の発生や気象警報の発表に対し、迅速に情報収集を行い対応できるよう、引き続き実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

物件費は主に委託料が占めており、警戒待機の委託経費である。

休日・夜間においても災害の規模を問わず、適切かつ迅速な対応が可能となるよう、全庁的な連絡体制を含め体制を整えておく必要がある。

1

作 国 の 三
施 状 況

(实施	19	区	未实施	3	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-05-03		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	応急活動態勢整備		部課名	区民生活部防災課		課長名	漆畑	
			担当者名	小川		内線	497	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-02-02	応急活動態勢整備					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 56	（ 1981 ）	年度	根拠	荒川区災害対策基本条例、荒川区地域防災計画			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画		☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	大規模な災害の発生に備え、区職員が応急活動に必要なスキルを身に付けるとともに、迅速かつ的確な初動態勢を整えるための連絡手段を確保する。							
対象者等	区職員、防災区民組織本部長							
内容	1 区職員への防災服貸与と食糧等の災害時用の備蓄…区常勤職員及び再任用短時間職員全員に防災服を貸与。3日分の食糧及び簡易トイレ等を備蓄。 2 災害時優先携帯電話の配備…大災害時に一般加入電話・携帯電話に通信規制がかかることを想定し、災害対策本部員間で確実に連絡が取れ、迅速な情報収集と的確な意思決定ができる体制を確保するため、通信規制を受けづらい災害時用携帯電話を配備している。 3 上級救命講習会…新規採用の職員を対象に上級救命技能認定講習会を職員課へ執行委任して実施。また資格を保持するため3年毎に再講習の必要があることから、技能認定後3年経過した職員を対象に防災課で再講習を実施。 4 災害協力井戸設置助成事業…協定締結済みの災害時協力井戸を整備する場合に、経費の一部を助成。 5 災害時地域貢献建築物助成事業…災害時地域貢献建築物認定建築物の防災資機材購入費の一部助成。 6 衛星携帯電話の配備…災害発生時の情報収集手段として配備。							
経過	災害協力井戸設置助成、災害時地域貢献優良建築物助成は防災区民組織の指導育成事業において平成23年度から開始し、平成24年度から本事務事業（応急活動態勢整備）に組み替え。							
必要性	災害時における、職員の活動態勢を整備する必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	職員用備蓄食糧充足率（％）	100	100	100	100	100	職員1,600人分の備蓄食料
	②	職員への防災服等貸与率（％）	100	100	100	100	100	防災服所有職員／全職員
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	有効な通信手段の配備体制について検討し、災害時の通信手段を確保する。						

(単位：千円)備考

問題点・課題	・行政収入は被災地支援(元年度千葉)を行った経費の支弁金である。
	○過去の災害における課題や教訓を踏まえて、運用班や災対各部の活動態勢の見直しを行い、災害対策本部態勢の更なる強化を図る必要がある。 ○災害時における迅速かつ円滑な通信体制を確保するため、災害時用携帯電話やその他通信手段の最適な配備及び配置を検討する必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	昨年度の訓練を踏まえて、災対各部においてマニュアルの見直しを行い、継続的に訓練を実施することで、更なる強化を図る。	地震及び水害時における避難所等の運営担当職員の指定を行い、マニュアルの作成・修正を行った。	引き続き、訓練や災害の状況に注視しながら、マニュアルの見直しを行い、災害情報システムを活用した体制の構築を図る。
②	令和元年度に行った通信機器の配備体制見直しを基本とし、各部の応急活動に合わせた配備を進める。	災対各部において、MCA無線機を活用した通信訓練等を実施し、操作方法の確認を行った。	引き続き、災対訓練の実施により、情報収集・発信機器等の習熟に努め、配備体制の見直しを図る。
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成30年度6月会議 「災害対策本部機能の充実・強化について」 平成30年決特 「災害対策本部の設置について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-05-04		戦略プラン		● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名	防災訓練費		部課名	区民生活部防災課		課長名	鈴木	
			担当者名	新田		内線	3132	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-03-01	防災訓練費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 36	（ 1961 ）	年度	根拠	荒川区災害対策基本条例			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等	荒川区地域防災計画			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	首都直下地震を想定した実践的な防災訓練を実施することにより、各区民、学校、事業所等の防災意識の高揚と災害時の行動要領の習熟を図るとともに、各防災関係機関の活動体制の強化と相互の連携・協力体制を確認する。							
対象者等	区民、防災区民組織、区内事業者、区内各協力団体、防災関係機関							
内容	1 避難所開設・運営訓練 東日本大震災後、総合防災訓練から、各避難所単位での避難所開設・運営へと実施形式を変更し、各避難所の開設・運営の習熟度を段階的に向上させていく。 2 災対本部訓練 区職員の災害対処能力の向上を図るため、災害対策本部及び各部において訓練を実施する。 3 避難所エキスパート養成講座 防災区民組織や避難所担当職員を対象とした外部講師による講習を実施する。							
経過	平成27年度 避難所開設運営訓練（37/37箇所実施 延べ3,282人参加） 平成28年度 避難所開設運営訓練（37/37箇所実施 延べ1,673人参加） 平成29年度 避難所開設運営訓練（36/37箇所実施 延べ4,381人参加） 平成30年度 避難所開設運営訓練（35/36箇所実施 延べ3,220人参加） 令和元年度 避難所開設運営訓練（19/36箇所実施 延べ2,039人参加） 令和2年度 避難所開設運営訓練・避難所エキスパート養成講座を実施予定 ※竹台高校が改修中のため、避難所数としては36箇所となる。 竹台高校が一次避難所である東日暮里四丁目町会は三日小にて訓練実施済み。 ※令和元年度は、台風の接近や新型コロナウイルス感染症に伴う訓練の中止により実施箇所数減。 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、実施を取り止め。							
必要性	区民、防災関係機関との連携や協力体制を強化し、必要な防災活動を実施する上で不可欠である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 会場設営等を業務委託で実施している。委託額：5,353,000円（民間事業者へ委託）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	避難所開設・運営訓練実施率 (%)	97.2	50	0	30	100	避難所開設運営訓練（全37箇所）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
重点的に推進		重点的に推進	地域の防災力等を高めていくためにも、重点的に推進していく。					

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
職員手当等	訓練従事職員時間外手当	6,321	報酬	非常勤時間外報酬	1,191	報酬	非常勤時間外報酬	2,229
賃金	臨時職員賃金	1,750	職員手当等	訓練従事職員時間外手当	3,878	職員手当等	訓練従事職員時間外手当	8,639
光熱水費	ポンプ・発電機用燃料	62	需用費	訓練用消耗品	93	需用費	訓練用消耗品	1,782
食糧費	訓練会議賄	98	委託料	避難所訓練会場設営・避難所エキスパート講座	7,794	役務費	訓練資機材運搬費	3,115
需用費	訓練用消耗品	1,277				委託料	避難所訓練会場設営・避難所エキスパート講座	18,565
役務費	訓練資機材運搬費	1,597						
委託料	避難所訓練会場設営	5,264						

備考	・ 物件費は主に委託料が占めている。委託料は避難所開設・運営訓練に関するものであり、その実施形式や内容によって変動する。 ・ 令和元年度の行政収入は、訓練時の事故における補償制度利用によるものである。
問題点・課題	【避難所開設・運営訓練】 ・ 参加者の固定化が進んでいるため、特に若い世代への訓練参加の働きかけを行う必要がある。 また、災害弱者や女性に配慮した避難所運営訓練を実施する必要がある。 ・ 新型コロナウイルス等感染症の状況を踏まえ、感染拡大の防止に配慮した実施形式とする必要がある。 【災害対策本部】 ・ 実効性の高い訓練を継続的に実施し、区の災害対処能力の向上を図る必要がある。

問題点・課題の改善策										
		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	今まで避難所にて訓練を実施できなかった対象に対して積極的に声掛けをし、町会役員を中心とした実動訓練の実施に努める。				新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、避難所開設運営訓練の現地実施を取り止めたため、次年度以降、引き続き取り組む。			令和2年度には避難所開設・運営訓練が実施できなかったため、より広範に災害対策への意識付けを図る。		
②	避難所開設運営訓練における新型コロナウイルス感染症対策を検討する。				新型コロナウイルス感染症対策のための備品を整備した。			新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、検討した対策や購入した物資を活用した開設運営訓練を実施する。		
③	一次避難所運営担当職員を対象に避難所の開設・運営に必要な知識や技術習得を目的とした避難所エキスパート養成講座を実施する。				避難所エキスパート養成講座を実施し、避難所運営を含めた災害時の動き等について理解を深めることができた。			担当職員は、自らが担当する避難所開設運営訓練へ参加し、現地確認や地元町会との顔つなぎを行う。		
他 施 区 状 況 の 実 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)									
議 会 要 質 問 状 況	平成29年	決特「夜間を想定した訓練の実施状況について」								
	平成30年	予特「防災訓練の中でのレスキュー隊の訓練について」								
		予特「防災訓練において、新しい訓練メニューの導入について」								
	平成30年	決特「避難所開設・運営訓練の尾久地区の実施状況について」								
令和元年	決特「避難所運営・開設訓練の実施方法について、開設・運営マニュアルについて」									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-05-05		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	防災普及啓発事業		部課名	区民生活部防災課		課長名	鈴木	
			担当者名	貝田・新田		内線	3132	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-04-01		防災普及啓発費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	閣議決定			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	大規模な災害への備えとして、屋内安全対策・日常備蓄等の自助に関することについて普及啓発を行うとともに、地域の防災訓練や避難所開設・運営訓練等を通じて、地域防災力の向上や地域住民の防災に対する意識の高揚を図る。							
対象者等	区民及び防災区民組織							
内容	1 防災用品のあつ旋 2 防災地図(地震版、水害版)の作成：各種防災パンフレットを作成し、配布 3 安否確認ツールの作成：災害時に区民の安否状況を確認するための、安否確認ツール（無事ですシール等）を作成し配布 4 スマホ等で利用できる防災アプリを随時更新し、防災情報等の普及啓発を図る。 5 屋内安全対策器具取付費助成制度の周知：平成28年度より家具転倒防止器具等取付費助成と感震ブレーカー取付費助成を合わせた屋内安全対策器具取付費助成事業として新たに開始している。また、平成30年度から、特例世帯を対象とした感震ブレーカー等の無料配付を行っている。 6 子どもから大人まで防災の知識や技術を体感・体験して学べる“あらBOSAI”を実施している。 7 防災普及啓発DVDの貸出：防災区民組織等に対し、防災普及啓発DVDの貸出を実施							
経過	平成22年度 地域防災リーダー講習会の開始 平成23年度 家具類の転倒及び落下防止器具取付工事費助成事業の開始、防災バスツアーの開始 平成26年度 安否確認ツールの作成・配布 平成27年度 防災アプリの作成(運用は28年度より)、あらBOSAI実施開始 平成28年度 屋内安全対策器具取付費助成事業の開始に伴う、パンフレットの作成 防災地図(水害版)を作成・配布、浸水深シールの作成、区内各所への貼付 平成30年度 特例世帯へ感震ブレーカー・自動点灯ライト無料配付開始 高齢世帯向け屋内安全安心対策統合パンフレット作成・配付 令和元年度 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、あらBOSAI等の普及啓発イベントを中止 令和2年度 地域防災リーダー講習会及び防災バスツアーの廃止、防災普及啓発DVD貸出の実施開始 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、あらBOSAIをオンライン開催した。							
必要性	災害時における自助・共助についての啓発を図る必要がある。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) 防災アプリシステム保守委託：907,500円（民間事業者へ委託）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	感震ブレーカー区内普及率（%）	18.0	21.7	22.4	23	25	区政世論調査（目標値：内閣府「首都直下地震対策基本計画」）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		震災時の危険度が高い当区にとって、区民に対する防災意識の普及啓発を推進し、自助・共助の意識を定着させるよう取り組む必要がある。				

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	啓発事業参加者景品等	5,555	需用費	啓発事業参加者景品等	2,663	需用費	啓発事業参加者景品等	5,621
委託料	簡易型感震ブレーカー訪問設置委託等	5,683	役務費	簡易型感震ブレーカー訪問設置委託等	3,038	役務費	あらBOSAI資器材運搬等	168
負担金補助等	屋内安全対策助成事業	24,921	委託料	屋内安全対策助成事業	23,354	委託料	簡易型感震ブレーカー訪問設置委託等	5,708
償還金利子等	補助金返還金の支出	49	使用料等	補助金返還金の支出	448	使用料等	防災バस्तゥア一車両賃借料	193
						負担金補助等	屋内安全対策助成事業	25,282

備考	・ 物件費と補助費は、主に感震ブレイカー等無料配付事業及び屋内安全対策事業が占めており、申請数により変動する。 ・ 行政収入は、屋内安全対策事業に係る包括補助事業によるものである。
問題点・課題	・ 屋内安全対策の普及策として、各種調査の分析や幅広い年齢層への働きかけが必要である。また他課と連携して啓発を行う必要がある。 ・ あらBOSAIは、防災訓練の参加が少ない層に働きかけるため、「体感・体験」をコンセプトとした防災イベントとして内容の充実を図っていく必要がある。また、不特定多数の者が特定の場所に集まる普及啓発イベントや避難所訓練等については、新型コロナウイルス感染症等の状況に応じて、実施形式や会場を検討する必要がある。

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）							
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成29年	予特「屋内安全事業の執行状況、自動点灯ライトの必要性、あらBOSAI参加者の年齢分布」 決特「感震ブレーカー設置等の補助金総支出額」						
	平成30年	予特・決特「屋内安全事業のさらなる利用促進につなげる取り組み、無料配付を行う感震ブ レーカーの機種等について、屋内安全事業の目標値と現在状況について」						
	令和元年	決特「あらBOSAI実施内容・感震ブレーカー普及状況」						

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		04-05-06		戦略プラン		☒ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		防災区民組織の指導育成		部課名		区民生活部防災課		課長名		鈴木			
				担当者名		新田		内線		3132			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-05-01		防災区民組織の指導育成									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 51（ 1976 ）年度		根拠		荒川区災害対策基本条例、荒川区防災区民組織							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		の育成及び指導に関する要綱、他							
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分				☒ 計画		☐ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		VI		安全安心都市							
		政策		11		防災・防犯のまちづくり							
		施策		01		災害時における体制の強化							
目的		地域の防災力を高め、区の災害対策の充実を図るため、防災区民組織や区民レスキュー隊等の活動を支援する。											
対象者等		区民（防災区民組織、区民消防隊、避難援助体制）											
内容		1 防災区民組織等への支援 ・防災区民組織（120組織）：結成助成金、運営助成金を交付している。平成24～25年度には防災資機材の更新助成を実施した。 ・区民消防隊（10隊）：運営助成金を交付している。 ・おんぶ作戦（避難援助体制55組織59体制）：結成時に資機材等を助成している。 ・区民レスキュー隊（58組織95隊）：結成時に資機材等を助成している。 2 消防資機材の配備 ・消防可搬ポンプ：D級=各防災区民組織101組織に192台、C級=区民消防隊等に14台を配備している。 ・スタンドパイプ：85台（町会分44台（予定含む）、水道局41台） ・防火用水バケツ：区内各所に20,000個を配備している。											
経過		・防災区民組織：昭和51年度から結成が開始され、昭和63年度に結成率が100%となり、現在は120町会中、120町会が活動中。（H24年度7月1日自治会結成により119→120） ・区民消防隊：昭和54年度に都から区に移管。 ・避難援助体制（おんぶ作戦）：昭和58年度に区が国の「障害者福祉都市」の指定を受け、その一環として震災時における障害者等の安全避難策として発足。昭和59年度に最初の体制が活動を開始。 ・防火用水バケツ：各町会の要望に基づき蓋付き防火用水バケツに交換。（平成30年度）											
必要性		区民が自ら、「区民の生命・身体・財産を守る」という共助の意識を高め、実践していく上で、重要である。											
実施方法		（ ☐ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） C・D級ポンプ保守点検：1,052,244円（民間事業者へ委託）											
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	防災区民組織主催訓練実施率（%）	83	83	5	5	100	実施町会/全町会					
	②	区民レスキュー隊の結成の防災区民組織（組織数）（%）	48	48	48	48	48	58の防災区民組織（町会）に95隊結成している					
③	防災区民組織（組織率）（%）	100	100	100	100	100	区内の120町会すべてに防災区民組織を結成する						
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
重点的に推進		重点的に推進		区民の防災意識を高揚し、地域防災力を高めることができるよう重点的に推進していく。									

(単位：千円)

備 考	・物件費は、平成30年度に防火用水バケツを作製したが、令和元年度は作製しなかったため減少した。 ・補助費は防災区民組織の運営や結成に伴う助成金である。
--------	--

問題点・課題の改善策

令和2年度に取り組む 具体的な改善内容				令和2年度に実施した 改善内容および評価				令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	新たな防災資器材の要望等を防災区民組織から聞き出し、計画的に配備をする。			防災区民組織に配備しているD級ポンプの保守点検を行い、必要に応じて修繕を行った。				防災資器材の要望等を防災区民組織から集め、配備する。D級ポンプについて、動向を注視しつつ引き続き検討を重ねる。			
②											
③											
他 状況 の実 況 （要 質 問 状 ）	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）										
議 会 質 問 状 （要 旨 ）	平成26年度2月会議「防災区民組織の機能的な訓練の実施について」 平成27年度6月会議「防災区民組織に配付しているスタンドパイプを活用した訓練の積極的な実施について」 平成30年予特「防災区民組織の現況について」、「女性防災区民組織のような組織の結成について」										

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-05-07		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	消防団補助等		部課名	区民生活部防災課		課長名	鈴木	
			担当者名	新田		内線	3132	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-06-01		消防団補助等					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 38	（ 1963 ）	年度	根拠	消防組織法、特別区の消防団の設置等に関する			
終期設定	○ 有 ● 無		（ ） 年度	法令等	条例、荒川区補助金等交付規則他			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	区の防災対策上重要な役割を担っている消防団や防火防災協会の円滑な活動を支援することにより、火災の未然防止、大規模地震・水害時における、区民の生命・財産等の保護を図る。							
対象者等	荒川消防団、尾久消防団、荒川防火防災協会、尾久防火防災協会、民間協力者等							
内容	1 消防団の円滑な運営を図るため、財政支援として消防団運営補助金を交付する。 荒川消防団補助金額：2,872,800円 尾久消防団補助金額：2,257,200円 2 防火防災協会の円滑な運営を図るため、財政支援として防火防災協会補助金を交付する。 荒川防火防災協会：800,000円、尾久防火防災協会：700,000円（H28より増額） 3 消防操法大会時に成績優秀な分団に区長賞を授与するとともに、消防団始式で優良消防団員を表彰し、団員の士気高揚を図る。 4 消防団（団員）に対して装備品等の支給を行う。 5 東京都知事からの諮問をうけて、消防団運営委員会を開催する。 6 消防団員等公務災害補償等共済基金加入に対する助成を行う。 7 東京都消防団操法大会出場に対する助成を行う。							
経過	昭和22年 荒川消防団創設 定員300名 所属団員数241名（令和3年2月1日付） 昭和36年 尾久消防団創設 定員200名 所属団員数172名（令和3年2月1日付） 昭和38年 消防団に対する助成開始 昭和50年 防火防災協会に対する助成開始 ＜消防団施設設置数＞ 荒川消防団 全8分団が本部機能を有する施設（格納庫と会議室が併設された施設）あり 尾久消防団 全6分団中5分団が本部機能を有する施設あり（第4分団は令和4年度に当該施設が完成・運用開始予定） ※ ふれあい館の整備に伴い、消防団本部施設も整備している（ふれあい館併設4か所）							
必要性	消防団は、地域に密着した防災機関として、災害対応のほか、区民消火隊や防災区民組織に対する防災指導等を行っている。区としてもその活動を支え、さらに発展させるための支援を行う必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	消防団員待機場所のある施設（分団）	12	13	13	13	14	消防団分団数(14分団)
	②	消防団員の充足率（現数/定数）（%）	78.4	81	83	82	100	定員500名（荒川300名+尾久200名）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		地域の防災力を高める上で必要な事業である。				

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

③

施
状
況

議 会 質 問 状
況（要旨）

平成25年	4 定「分団本部拡充に対する、協力・支援について」
平成28年	予特「第四分団本部について、補助事業内容、団員の募集に係る区のバックアップ体制について」 決特「水害用ボートの配布状況について」
平成28年度6月会議	「中学校防災部から消防団への入団へとつなげる取り組みについて」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-05-08		戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	防災広場管理		部課名	区民生活部防災課		課長名	鈴木	
			担当者名	貝田		内線	3132	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-07-01	防災広場管理					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 56	（ 1981 ）	年度	根拠	荒川区災害対策基本条例、荒川区防災広場の設置等に関する要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	02	防災基盤の整備					
目的	現在区内19カ所に整備されている防災広場を適正に管理し、災害時には地域防災活動の拠点として、また、平常時には防災訓練や地域コミュニティの場として活用できるように、維持管理を行う。							
対象者等	区民、管理町会関係者							
内容	1 設備の維持・管理 設備（公園灯や時計、フェンス等）の修繕、樹木の剪定、病虫害防除（消毒）、集水桝やU型排水溝の清掃は、区が実施している。 2 日常の管理 日常の管理（清掃等）は、防災区民組織と「荒川区防災広場の維持管理に関する協定」を締結し、該当地域の防災区民組織に委託している。							
経過	・ 荒川区防災広場の設置等に関する要綱 昭和55年11月2日 ・ 荒川区防災広場維持管理委託要領 昭和56年10月12日							
必要性	災害時には地域防災活動の拠点として、また、平常時には防災訓練や地域コミュニティの場として活用できるように、維持管理が必要である。							
実施方法	（ ☐ 一部委託 ☒ ） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ・ 樹木の水やり、設備点検、清掃及び利用に関すること→防災区民組織（町会） ・ 設備修繕、小型防火水槽の点検、樹木剪定、病虫害防除、排水設備清掃→区（民間委託：4,496千円）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	現状の維持管理の水準を確保する。						

(単位：千円)問題点・課題

・ソーラー街灯バッテリー修繕等、広場の老朽化に伴う維持補修費が増加している。 ・行政収入は防災広場内に設置する事業者の電柱使用料である。
・放置自転車やゴミの不法投棄等の問題がある上に、維持管理について他部署との連携が必要になる等、対応が複雑化している。 ・設備の老朽化や樹木のトラブルを抱える中、機能維持を図るため、緊急度を鑑みて対応を進めていく必要がある。 ・防災広場で喫煙しポイ捨てをされることがあり、苦情等に発展することがある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ゴミの不法投棄や放置自転車等の問題に対し、防犯カメラの活用や町会・他部署との連携を通じて改善を図る。	ゴミの不法投棄や放置自転車等の問題に対し、防犯カメラの活用や町会・他部署との連携を通じて改善を図った。	ゴミの不法投棄や放置自転車等の問題に対し、引き続き防犯カメラの活用や町会・他部署との連携を通じて改善を図る。
②	設備の老朽化や樹木のトラブルに対し、緊急度を考慮しつつ、専門的知見を有する業者と協力をして対応を進めていく。	設備の老朽化や樹木のトラブルに対し、緊急度を考慮しつつ、専門的知見を有する業者と協力をして対応を進めた。	設備の老朽化や樹木の問題に対し、緊急度を考慮しつつ、引き続き専門的知見を有する業者と協力をして対応を進めていく。
③			

他 区 施 状	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)
	新宿、台東、墨田、品川、目黒、大田、中野、豊島、板橋、足立

況 (要旨)	議 会 質 問	平成28年	予特	「かまどベンチの設置箇所数について」
			予特	「トイレの設置箇所数及び洋式トイレの設置箇所数」
		平成29年	予特	「防災広場で祭り等イベントを行えないか」
			予特	「樹木の剪定の実施時期」

事務事業分析シート（令和3年度）										No1
事務事業コード		04-05-09			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		備蓄倉庫管理			部課名		区民生活部防災課		課長名	鈴木
					担当者名		関		内線	418
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-08-01		備蓄倉庫管理						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 53（ 1978 ）年度			根拠		都地域防災計画、都震災予防計画、荒川区地域			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等		防災計画			
実施基準		☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		VI 安全安心都市						
		政策		11 防災・防犯のまちづくり						
		施策		02 防災基盤の整備						
目的		震災時においては、応急対策用資器材や救援用物資の入手が極めて困難になることが予想されるため、平素から緊急時に必要な資器材や物資等を備蓄し、迅速かつ適切な対応を図る。								
対象者等		荒川区地域防災計画で定めている被害想定に基づく避難者、負傷者及び帰宅困難者等								
内容		1 備蓄倉庫 ・区所有：区内各地域（尾久、町屋、荒川、日暮里、南千住）に1箇所ずつ、計5箇所 都所有：南千住に1箇所 2 主な備蓄物資 ・食糧：乾パン、アルファ化米、粉乳（アレルギー対応のものを含む）等 ・資器材：組立式トイレ、組立リヤカー、炊飯バーナー等 ・生活用品：毛布、オムツ、生理用品等 3 備蓄基準（都区の役割分担に基づく） 首都直下地震被害想定（平成24年4月）に基づき算定された避難者及び帰宅困難者の食糧等を計画的に確保する。 ・区の役割（・食糧：1日分 ・粉乳：3日分 ・医療品：2日分）								
経過		昭和53年 都第二次震災予防計画のなかで「震災対策における都区間の役割分担」が策定され、都と区の間で備蓄数量等に関する役割分担が明確化され、区でも備蓄を開始する。 平成 7年 阪神・淡路大震災を契機に、避難所となる区立小中学校の避難所機能強化の一環として、区立小中学校の教室等を活用した「ミニ備蓄倉庫」を平成7年より3ヵ年計画で整備。 平成15年 平成16年度予算計上において、大型店舗（イトーヨーカ堂等）との協定により物資を優先購入できることとなったため、購入数を削減。（ランニングストック方式の導入） 平成20年 被害想定を基に備蓄数量の増量を開始。 平成23年 東日本大震災の被害等を踏まえ、備蓄品目・数量等の見直しを実施。 平成24年 東京都発表の首都直下の地震の被害想定を受けて備蓄品目・数量等の見直しを実施。 令和2年 新型コロナウイルス等の感染症対策用物資を新たに備蓄。液体ミルク試験導入及び検証。 令和3年 液体ミルクの備蓄開始。								
必要性		震災時においては、応急対策用資器材や救助用物資、その他食糧品の入手が極めて困難になることが予想されるため、東京都の算出する被害想定に基づいて備蓄する必要がある。								
実施方法		（ ☐ 一部委託 ☐ ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 医療資機材入替・滅菌：11,031,200円、発電機整備点検：66,000円、汐入公園備蓄倉庫自動火災報知設備点検：55,440円 等（民間事業者へ委託）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	備蓄食糧の充足率（％）	100	100	100	100	100	都の被害想定に対応した備蓄数量を確保するように取り組む。		
	②	備蓄物資（主食）数量（食）	303,080	301,960	305,780	312,360	304,328	備蓄物資（主食）の備蓄数量		
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
3年度		4年度								
重点的に推進		重点的に推進		都の被害想定に対応した備蓄数量を確保するとともに、避難者それぞれの状況に対応した備蓄物資の充実に向け、重点的に推進していく。						

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
旅費	玉掛け技能講習会旅費	0	旅費	玉掛け技能講習会旅費	0	旅費	玉掛け技能講習会旅費	3
需用費	備蓄物資	27,916	需用費	備蓄物資	71,174	需用費	備蓄物資	49,248
役務費	玉掛け技能講習会	0	委託料	医療7点セット入替	15,031	役務費	玉掛け技能講習会手数料	1
委託料	医療7点セット入替	7,452	使用料等	尾久備蓄倉庫土地使用料	600	委託料	医療7点セット入替	19,975
使用料等	尾久備蓄倉庫土地使用料	600	工事請負費	汐入公園防災備蓄倉庫空調設備取替工事	924	使用料等	尾久備蓄倉庫土地使用料	661
備品購入費	発電機等	3,221	備品購入費	避難所用蓄電池	4,934	備品購入費	避難所用蓄電池	4,115
負担金補助等	寄託契約補充物資負担金	700	負担金補助等	寄託契約補充物資負担金	700	負担金補助等	寄託契約補充物資負担金	800

備考	・ 物件費の差額は、各種備蓄物資の入替期限が異なり、年度によって購入する物資が異なるためである。 ・ 令和２年度の需用費については、感染症対策事業費（37,719千円）を含んだ金額である。 ・ 行政収入は、非常用電源補助事業、子供家庭補助事業、被災地支援（２年度千葉）支弁金である。
問題点・課題	毎年度発生する備蓄品の積み替え（年度ごと揃える、来年度の入替対象品の移動等）や感染症対策物品の大量の納入、また、学校施設の教室確保に伴う備蓄倉庫の移設等、それぞれの状況に応じ継続的に管理していく必要がある。

問題点・課題の改善策											
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	備蓄倉庫の清掃・棚卸業務の結果を踏まえ、物資の適正な管理ができるよう維持管理に努める。			前年度の棚卸業務の結果を踏まえ、適正な備蓄物資の入替・管理ができた。			棚卸結果を踏まえ、既存の備蓄物資や新規購入、入替予定の備蓄物資の管理を引き続き徹底する。				
②											
③											
他 施 区 実 況	（実施			22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議 会 （ 要 質 問 状 ）	平成30年	予特「備蓄物資の入替サイクルについて」									
		予特「家庭用備蓄について」									
	平成31年	予特「ミニ備蓄倉庫の食糧保存数について」									
		予特「日常備蓄の啓発について」									
	令和2年	予特「液体ミルクの備蓄について」									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		04-05-10		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事	
事務事業名		防災無線設置費		部課名		区民生活部防災課	
				担当者名		小川	
				課長名		漆畑	
				内線		497	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-09-01		防災無線設置費			
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業	
開始年度		昭和 55（ 1980 ）年度		根拠		災害対策基本法、電波法	
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等			
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		VI 安全安心都市			
		政策		11 防災・防犯のまちづくり			
		施策		01 災害時における体制の強化			
目的		災害発生時における様々な被害を最小限に抑えるため、被害の状況やその後の避難などの情報を迅速・的確に区民に提供する必要がある。しかし、災害時には電話回線等に支障が生じることが予想されるため、確実な連絡手段を確保するために、防災無線設備の整備及び活用を図る。					
対象者等		区民、防災区民組織、防災関係機関					
内容		1 防災無線設置状況 固定系屋外子局 104局、固定系戸別受信機 222台 MCA無線 355台、携帯デジタルトランシーバー 180台 2 無線訓練 ・固定系：毎日定時の時報チャイム放送及び毎月第3水曜日に試験放送を行い、動作及び伝播状況の確認を行っている。 ・MCA無線：毎月第3水・木曜日に局間通信を行い、動作及び伝播状況の確認、操作要領の習熟訓練を行っている。 3 保守点検 年間契約により設備ごとに日常保守と定期点検（年1回）を実施している。					
経過		昭和55年度 固定系・移動系無線設置／昭和62年度 固定系デジタル化／平成元年度 固定系ナロー化、移動系デジタル化・ナロー化、各種無線増設、地域防災無線設置／平成10年度 固定系屋外子局チャイムメロディー変更／平成21年度 映像系端末（地域W i M A X）を導入（28年度に地域BWAへ移行）／平成22年度 地域防災無線に代わり、MCA無線を219台導入（24年度から262台）／平成23年度 全国瞬時警報システム（Jアラート）を導入／平成24年度 屋外スピーカー電話応答サービスを導入／平成26年度 戸別受信機を要援護者施設に設置／平成27年度（平成28年3月）防災アプリ配信開始／平成29・30年度 災害時情報収集・管理・伝達システムの構築に係る基本設計、実施設計／令和元年度 固定系デジタル化（3年間）、MCA無線機の更新／令和2年度 災害情報システムの構築／令和3年度 災害情報受信機の導入 新たな防災アプリの配信					
必要性		災害時には、通常の連絡手段となる電話回線等に支障が生じることが予想されるため、確実な連絡手段を確保するため、防災無線設備の整備及び活用を図る必要がある。					
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 防災行政無線等保守点検					
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
重点的に推進		重点的に推進		防災無線は災害時の区民への有力な情報連絡手段であり優先度が高い。			

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
旅費	無線免許講習会旅費等	1	旅費	無線免許講習会旅費等	2	旅費	無線免許講習会旅費等	3
役務費	電波利用料（無線増設分含む）、回線利用料他	9,669	需用費	電気料金、消耗品	170	需用費	屋外子局電気料等	425
委託料	システム再構築費、保守委託費他	249,009	役務費	電波利用料（無線増設分含む）、回線利用料他	15,109	役務費	電波利用料（無線増設分含む）、回線利用料他	16,094
使用料	MCA無線賃借料（更新分含む）	11,961	委託料	システム再構築費、保守委託費他	363,920	委託料	システム再構築費、保守委託費他	333,837
工事請負費	無停電電源更新工事	36,080	使用料	MCA無線賃借料	26,519	使用料	MCA無線賃借料	26,519
備品購入費	蓄電池他	4,471	負担金	無線技士講習会受講料等	57	負担金	無線従事者講習受講料等	83

備考	・ 物件費の増加は区の防災システムを大幅に更新したためである。 ・ 行政収入（元年度）は、寄附金を充当したものである。
問題点・課題	・ 高層建築物の増加などにより、街並みが大きく変化し、防災行政無線屋外子局が聴き取りにくい地域が出てきている。難聴地域等に対しての災害情報等の伝達方法を充実する必要がある。 ・ 災害時に区災害対策本部が的確な災害対策を推進するため、現在運用している災害時情報収集・管理・伝達システムを高度化・効率化する必要がある。 ・ システム更新の中で、防災行政無線についても計画的に更新し、老朽化やデジタル化による法令対応、音達状況の改善等に対応する必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	防災行政無線で放送する内容について、様々な手段で区民へ伝達できるよう整備していく。			防災行政無線のデジタル化に伴う一斉情報配信システムの構築により、区HPやエリアメールなどにも同時配信できる仕組みとした。			防災行政無線の内容を確認できるよう、防災アプリの更新や災害情報受信機の配付など、更なる情報発信の強化を行う。		
②	災害対策本部各部訓練を通して、適正な機器の配備体制の改善を行っていく。			災害対策本部で情報を一元的に管理するための災害情報システムを構築し、情報共有の手段を充実・強化させた。			災害情報システムを災害対策本部各部訓練で活用し、災害時の迅速かつ適切に情報を共有できるようにする。		
③	デジタル化に向けて、防災行政無線の屋外スピーカーの更新を進めていく。			104局中、半数のデジタル化を完了し、老朽化した支持柱の交換等の整備も行った。			音達状況を踏まえながら、残り半数のデジタル化を行い、電波法改正の影響がないよう整備する。		
他 施 区 区 実 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 要 質 問 状	平成29年決特 「防災行政無線屋外スピーカーの音が聞き取りづらいことについて」 平成30年決特 「災害時の避難勧告等の情報伝達について」 平成30年度9月会議 「災害時の情報伝達について」 令和2年予特 「水害時の情報伝達について」 令和2年決特 「防災ラジオについて」								

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-05-11		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	地域設置消火器整備		部課名	区民生活部防災課		課長名	鈴木	
			担当者名	貝田		内線	3132	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-10-01		地域設置消火器整備					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 47	（ 1972 ）	年度	根拠				
終期設定	○ 有 ● 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	02	防災基盤の整備					
目的	初期消火の実効性を高めるため、地域に街頭消火器を配置し火災被害の拡大防止を図る。							
対象者等	区民全般							
内容	1 地域設置消火器（10型消火器）の種別 （1）建造物設置型（民家の塀等に設置し、主に家屋等の初期消火に用いる） （2）街路設置型（災害対策上重要となる路線に対し設置し、主に車両火災等の初期消火に用いる） ※区が設置している10型消火器のほかに、町会へ配布している50型消火器がある。 2 設置本数（令和3年5月末時点） 10型：建造物設置3,005本、街路設置型774本、計 3,779本 50型：513本 3 主な事業内容 （1）消火器の保守点検（年1回） （2）耐用年数の経過した消火器の順次更新 （3）地域設置消火器の修繕及び10型及び50型消火器薬剤詰替 （4）町会及び個人等の所有の消火活動や訓練に使用した消火器の薬剤を補充							
経過	昭和47年度 地域に消火器の配備事業開始（2,000本設置） 昭和55年度 「大地震に関する延焼火災の防止等に関する条例」制定 昭和61年度 増配備（2,000本増設置） 平成 7年度 街路設置型消火器整備の本格整備開始 平成13年度 都震災対策条例の制定（都震災予防条例廃止）、荒川区災害対策基本条例制定 平成24年度 消火器維持管理の規定改正（消火器の定期点検において耐圧性能点検が導入された）により 耐用年数の経過した消火器を順次更新							
必要性	地域に消火器を配備することは、発災時の初期消火の実効性を高め、被害の拡大を防止するために非常に重要である。また区民の防災意識を高めるためにも必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 10型消火器保守：2,156,220円、町会50型消火器保守：560,520円、消火器廃棄：21,600円（民間事業者へ委託）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	地域設置消火器数（本）	4,500	4,400	4,300	4,300	4,300	設置基準を基に消火器を設置する。
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	維持・管理の水準を、引き続き確保していく必要がある。					

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			5,152	10,642	19,638	10,424	12,688	9,440	6,562
決算額（3年度は見込み）			4,040	7,234	16,206	4,313	10,467	7,129	6,562
実績の推移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	地域設置10型消火器交換数（本）		0	43	0	25	171	614	331
	消火器保守（年間実施回数）		1	1	1	1	1	1	1
	消火器薬剤補充（件）		43	3	5	20	496	1	1
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	消火器格納箱	7,885	需用費	消火器	2,767	需用費	消火器	2,444	
	（薬剤充填）		需用費	薬剤充填	673	需用費	薬剤充填等	510	
	（格納箱取替・修繕）		需用費	軽量ブロック等	114	需用費	格納箱・カバー等	742	
委託料	保守点検委託	2,582	委託料	保守点検委託	3,575	委託料	保守点検・廃棄委託	2,866	
	（廃棄委託）								

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	2,567	1,325	▲ 1,242	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	10,467	7,129	▲ 3,338		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	191	161	▲ 30		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 13,225	▲ 8,615	4,610
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	13,225	8,615	▲ 4,610	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 13,225	▲ 8,615	4,610		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 13,225	▲ 8,615	4,610			

備 物件費の差額についての主な要因は、消火器の新規購入及び薬剤充填（一般需用費）の規模差であり、区内に設置してある消火器（約4,500本）の薬効期限が異なるためである。

問題点・課題	・家屋や塀に格納箱を取り付ける方式で設置を行っている消火器については、家屋等を傷める可能性があるため、地面に置く設置方法へ変更していく必要がある。 ・屋外に設置されているため、常に劣化の問題を抱えている。また、消火器・格納箱ともに悪戯されることがあり、その都度対応に追われている。 ・街頭消火器を設置している家屋等の建替えによる撤去が増加し、設置場所の確保が難しくなっている。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	家屋や塀に格納箱を取り付けている場合は家屋等を傷める可能性があるため、地面に置くよう設置方法を変更していく必要がある。	家屋や塀に格納箱を取り付けているものは、家屋の建替等の時機に軽ブロック付き格納箱を地面に置く方法へ変更していった。	家屋や塀へ格納箱を取り付けている消火器については、引き続き地面に置く設置方法へ変更していく。
②	経年や悪戯により劣化した消火器・格納箱は、設置者と協議の上、新しいものに取り換えていく。	経年や悪戯により劣化した消火器・格納箱は、設置者と協議の上、新しいものに取り換えた。	引き続き、経年や悪戯により劣化した消火器・格納箱は、設置者と協議の上、新しいものに取り換える。
③	家屋等の建替えによる撤去が増加し、設置場所の確保が難しくなっているため、設置場所の交渉を粘り強く続けていく必要がある。	家屋等の建替えによる撤去が増加し、設置場所の確保が難しくなっているが、設置場所の交渉を粘り強く続けている。	家屋等の建替えによる撤去が増加し、設置場所の確保が難しくなっているが、粘り強く設置場所の交渉を続けていく。

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

況 議 会	平成27年度2月会議 「消火器による初期消火体制構築後の通電について」 平成30年予特 「近年開発されている消火資器材の活用について」
-------	--

事務事業分析シート（令和3年度）													
No1													
事務事業コード		04-05-12		戦略プラン		○ 協働		● 業務		○ 財務		○ 人事	
事務事業名		避難道路標識管理		部課名		区民生活部防災課		課長名		漆畑			
				担当者名		丸山		内線		3131			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-10-02		避難道路標識等管理									
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）				○ 建設事業		● それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 49（ 1974 ）年度		根拠		都震災対策条例、荒川区地域防災計画							
終期設定		○ 有 ● 無（ ）年度		法令等									
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分		○ 計画		● 非計画					
行政評価事業体系		分野		VI		安全安心都市							
		政策		11		防災・防犯のまちづくり							
		施策		02		防災基盤の整備							
目的		大規模地震時に発生する可能性がある火災から区民を円滑かつ安全に避難させるために、広域避難場所や一時集合場所、その周辺地に標識を設置している。標識の維持管理を行うとともに、新たに指定された避難場所等への標識の新設を行う。											
対象者等		避難する住民											
内容		1 地震への対応 大地震時に発生する市街地大火から都民の生命を守るため、東京都があらかじめ安全な場所（広域避難場所）を確保し、5年に1度広域避難場所の見直しを行う。（広域避難場所：7ヶ所（区内4ヶ所・区外3ヶ所）、標識本数：13本） 2 水害への対応 国土交通省が公表する浸水深想定をもとに浸水深シールを作成し区内各所に貼付している。水害時の早期避難啓発に寄与する。 3 視認性の向上及び多言語化 標識や看板について、夜間等においても適切に避難できるように視認性の向上を図る。また、看板等を多言語化し、外国人への対応を進める。											
経過		昭和49年度 都震災予防計画に基づき、広域避難場所及び避難道路を指定。 放射11号線と尾竹橋通りに標識設置。 昭和60年度 旭電化跡地を広域避難場所に指定。避難道路、避難場所標識設置。一時集合場所の指定。 平成 4年度 谷中墓地を広域避難場所に指定する。（荒川D南岸は廃止） 平成14年度 都が広域避難場所の見直しを行い、区内一部町会の広域避難場所が変更となる。 平成16年度 一時集合場所の指定見直し、新たな指定。（旧38ヵ所→新55ヵ所） 平成20年度 都が広域避難場所の一部を変更。 平成20年度～標識の一部に外国語表記を追加。 平成27年度 一次避難所設置の標識を多言語化。（31ヶ所） 平成28年度 東京電力と電柱広告の協定締結、消火器格納箱への広域避難場所案内板（蓄光）の貼付開始 平成30年度 都が広域避難場所として、新たに「荒川工業高校一帯」を追加、案内板を設置											
必要性		大地震等の災害発生時、区民が一時集合場所や広域避難場所等に円滑に避難するためには、避難経路や避難場所であることを表示する避難標識が必須である。これら避難標識を適切に維持管理するだけでなく、視認性の向上や多言語化を推進していく必要がある。											
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 避難道路標識清掃：147,400円、避難標識看板シート設置：209,000円、避難道路標識（多言語化対応）の設置：741,840円（民間事業者）											
指標		事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明			
					30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)				
		①	一時集合場所看板設置率（％）	100	82	100	100	100	一時集合場所（55ヵ所）				
		②											
継続		③											
		事務事業の分類			分類についての説明・意見等								
3年度		4年度											
継続		継続		維持・管理の水準を、引き続き確保していく必要がある。									

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			2,583	2,210	1,445	1,476	1,344	2,334	550
決算額（3年度は見込み）			1,755	896	567	904	653	1,926	550
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	避難誘導シール設置数		5	5	5	5	5	5	5
	広域避難場所標識数		13	13	13	13	13	13	13
	避難道路標識数		9	9	9	9	9	9	9
	一時集合場所看板（外国語）		34	34	39	40	45	57	57
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	一時集合場所案内板修繕	152	需用費	広域避難場所誘導標識作成等	465	需用費	避難標識等修繕		200
委託料	広域避難場所標識作成等委託	502	委託料	避難標識看板シート設置	1,461	委託料	避難標識看板シート設置等		350

勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	1,983	1,877	▲ 106	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	653	1,926	1,273		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	147	227	80		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,783	▲ 4,030	▲ 1,247
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	2,783	4,030	1,247		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,783	▲ 4,030	▲ 1,247
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,783	▲ 4,030	▲ 1,247			

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	修繕できていない一時集合場所看板や広域避難場所への誘導標識についても、多言語表記へと変更していく。	全ての広域避難場所誘導表示板及び一時集合場所案内板を多言語表記へと変更した。	案内板等の破損等に伴う修繕等を迅速かつ的確に実施し、適正な管理に努める。
②			
③			
他区の実 施状況 （要旨）	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		04-05-13		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		防災広場整備		部課名		区民生活部防災課		課長名		鈴木			
				担当者名		貝田		内線		3132			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		02-01-01		防災設備整備・改修費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 56（ 1981 ）年度		根拠		荒川区災害対策基本条例、荒川区防災広場の設置等に関する要綱、荒川区地域防災計画							
終期設定		☐ 有 ☒ 無		（ ）年度		法令等							
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画		☐ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		VI		安全安心都市							
		政策		11		防災・防犯のまちづくり							
		施策		02		防災基盤の整備							
目的		地域危険度の高い地域において災害時の消火活動や、一時避難者への対応に必要となる小型防火水槽や防災井戸、トイレ対応マンホールなどを防災広場等に設置していく。											
対象者等		区民及び防災区民組織											
内容		1 要綱による設置基準・防災広場用地取得基準 ・地域危険度が5または4の地域で、特に消防水利の不足地域であること ・用地の規模が、概ね300㎡～500㎡であること ・防災活動を円滑に行える道路に面すること ・維持管理を受託する防災区民組織があること 2 防災広場・防災設備の整備状況 ・防災広場 19箇所 ・防災井戸 52箇所（防災広場、公園・児童遊園、小中学校、防災ｽﾍﾞｯﾄ・G S等に設置） ・小型防火水槽 87箇所（防災広場、公園・児童遊園等に設置 容量3～10t）											
経過		昭和52年度 都の事業として開始 昭和53年度 区に事務移管 平成12年度 新たな区基本計画においても「災害に強いまち」の一環として位置付けをする。 同計画で整備目標を29ヵ所（地域危険度（総合危険度）5又は4の町丁目数の計）とした。 平成15年度 第5回地震に関する地域危険度想定調査結果公表。 これにより、荒川区内の地域危険度5または4の町丁目数の計は25ヵ所となる。 平成21年度 第6回地震に関する地域危険度想定調査結果公表。 これにより、荒川区内の地域危険度5または4の町丁目数の計は32ヵ所となる。 平成25年度 第7回地震に関する地域危険度想定調査結果公表。 これにより、荒川区内の地域危険度5または4の町丁目数の計は33ヵ所となる。 平成29年度 第8回地震に関する地域危険度想定調査結果公表。 これにより、荒川区内の地域危険度5または4の町丁目数の計は30ヵ所となる。											
必要性		地域危険度の高い地域等について、災害時の地域防災活動の拠点として整備するため、必要である。											
実施方法		（ ☒ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	防災広場整備数（か所）（地域危険度4又は5の町丁目数）	16	16	16	16	30	地域危険度4又は5の地域30か所（H28年度までは33か所）					
	②												
③													
事務事業の分類			分類についての説明・意見等										
3年度		4年度											
継続		継続		現状の維持管理の水準を確保する。									

(単位：千円)問題点・課題

・行政収入は、広場整備に関わる補助金である。

・防災広場が整備されていない地域危険度（総合危険度）4・5のランクの地域において、防災広場用地としての基準を満たす用地の取得が困難である。

・防災広場・スポットについて、工事費用の執行委任先である部署との連携を深め、設置する防災設備を綿密に検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）										No1
事務事業コード		04-05-14			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		I Pカメラ管理費			部課名		区民生活部防災課		課長名	漆畑
					担当者名		小川		内線	497
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-11-01		高所（I P）カメラ管理費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 14（2002）年度		根拠		荒川区災害対策基本条例				
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度		法令等						
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系		分野		VI		安全安心都市				
		政策		11		防災・防犯のまちづくり				
		施策		02		防災基盤の整備				
目的		災害発生時における、区民の生命・財産等への被害を最小限に抑えるためには、被害規模や地域を迅速に把握することが重要となる。 既存の防災無線設備のほかに、被災状況を映像として捉える事が可能な高所カメラを整備することで、災害発生時における情報の収集や応援要請に役立てる。								
対象者等		区、防災関係機関								
内容		区内超高層建築物（6地点）の屋上に高所（I P）カメラを8基設置し、災害時において、区全体の被害規模、被害の大きい地区等をリアルタイムで把握し、効率的な応急活動態勢の確立に役立てる。 1 設置場所 ※キャノン製 町屋五丁目住宅（町屋5-9-2）…1基／リーデンスタワー（東日暮里5-16-1）…1基／マークスタワー（荒川7-46-1）…3基／センターまちや（荒川7-50-9）…1基／アクレスティ南千住（南千住7-1-1）…1基／コスモステージ荒川遊園（西尾久8-30-1）…1基 2 配信 区内警察署及び消防署								
経過		平成15年9月 プロポーザル方式による業者選定、12月業者決定 平成16年2月 工事着工。3月末工事完了 平成16年4月 運用開始（町屋五丁目住宅、リーデンスタワー、リバーハーブタワー） 平成19年3月 設置（マークスタワー、センターまちや） 平成19年4月 運用開始 平成19年5～6月 警察・消防署と協定締結し配信開始 平成21年12月 リバーハーブタワーの高所カメラをアクレスティ南千住に移設 令和元年8月～機器の全面更新 令和2年4月 更新機器による運用開始 令和3年2月 設置（コスモステージ荒川遊園）								
必要性		災害発生時、区全域の被害状況を映像により確認することで、災害対策本部長が迅速かつ的確に災害対策活動や応援要請についての判断、指示を行えるようにするため必要である。								
実施方法		（ ☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	高所カメラ設置数（台）	7	7	8	8	8	高所カメラ設置数		
	②	防災関係機関への配信（%）	100	100	100	100	100	警察・消防機関への配信		
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
3年度		4年度								
推進		推進		災害発生時における情報収集のために必要である。						

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

施
状
況

況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-05-15		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	A E D（自動体外式除細動器）の整備費		部課名	区民生活部防災課		課長名	鈴木	
			担当者名	貝田		内線	3132	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-21-01	A E D（自動体外式除細動器）の整備費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	なし			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	02	防災基盤の整備					
目的	心肺停止状態の傷病者に対して有効な医療器具であるA E D（自動式体外除細動器）を設置し、区内の救命率向上を図る。							
対象者等	心肺停止状態の傷病者に対して使用する。							
内容	1. 区施設及び区内各所にAEDを設置し、いつでも、誰でも有効な救命処置ができるように整備することで、荒川区の安全安心都市づくりの一助とする。 2. 区内各所の24時間営業所（コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）に、AEDを設置している（令和3年5月末現在93台）。 また、24時間営業の主要コンビニエンスストアについては、新規開店した店舗へのAEDの設置や、AED設置済みの店舗が閉店した際のAEDの回収等を随時実施していく。							
経過	区内A E D設置経過 平成17年度 A E D137台をひろば館、学校等の区施設に管轄所管において設置。 平成20年度 ガイドライン2005に準拠。小児用対応にシステムを変更。 平成21～23年度 24時間事業所用に各6台購入・配備。平成23年度からは貸出事業を開始。 平成27年度 荒川区歯科医師会館に24時間対応可能なA E Dを増設。 これにより、防災課が所管のA E Dが全16台となる。（全台24時間対応可） 平成30年度 7月、防災課が所管の16台のA E Dをリース契約（7年間）へ変更した。 また、同時に、新たに86台のA E Dのリース契約（7年間）を締結し、当該A E Dを24時間営業の主要コンビニエンスストアへ順次設置した。 令和元年度 24時間営業の主要コンビニエンスストアが新規に開店した際に対応するため、新たに7台のA E Dのリース契約（6年間）を締結した。							
必要性	心肺停止状態の傷病者に対する迅速な処置のために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） AED本体購入・設置・維持管理・撤去、消耗品維持管理・購入・撤去							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	24時間使用可能AEDを設置できる店舗へのAED設置率	100	100	100	100	100	コンビニ、ファミレス等の24時間営業事業所
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	心肺停止状態の傷病者に対して救急車の到着前にA E Dを使用し対応することは、生存率を高めるための措置として有効であり、継続実施する必要がある。					

(単位：千円)問題点・課題

物件費は主に設置するAEDのリース契約に伴う経費が占めている。

備考	
問題点・課題	・いつでも、誰でも、必要な時にAEDが使用できるよう、AED設置対象のコンビニエンスストアへのAEDの設置およびその周知を継続していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区HPや荒川区防災地図に掲載したAEDの設置場所を随時更新し、区民にAEDの設置場所の周知を図っていく。	区HPや荒川区防災地図に掲載したAEDの設置場所を随時更新し、区民にAEDの設置場所の周知を図った。	区HPや荒川区防災地図に掲載したAEDの設置場所を随時更新し、区民にAEDの設置場所の周知を継続する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施		22	区	未実施		0	区	不明		0	区）

況 議 会 質 問 状 態 (要旨)	平成29年 決特	「区が設置しているAEDの管理(メンテナンスやパッドの交換等)、救命講習の実施状況」
	平成29年度6月会議	「設置場所や使用方法のさらなる普及啓発について」
	平成30年 予特	「コンビニへの設置状況、区内の宿泊施設におけるAED設置状況と設置事業者との連携」
	決特	「防災アプリへのAEDの表示状況」
	令和元年 決特	「荒川区で設置しているAEDの使用実績」「AEDを使用した訓練の実施状況」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-05-16		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	荒川区役所分庁舎管理費		部課名	区民生活部防災課		課長名	漆畑
			担当者名	小西		内線	492
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-12-01	施設管理費					
	01-12-02	維持管理費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 10	（ 1998 ）	年度	根拠			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	01	災害時における体制の強化				
目的	防災課執務室が本庁舎に移転したことに伴い、令和元年11月1日から荒川区役所分庁舎として運用することとなったため、分庁舎内の執務環境を良好に保つとともに、災害時における荒川区災害対策本部の第二拠点としての役割を果たすことができるよう、平常時から建物や設備の適切な維持管理を行うものである。						
対象者等	区職員						
内容	1 施設概要 (1)敷地面積：521.07㎡ (2)延床面積：1,382.50㎡ (3)構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階／地下1階 2 施設構成（令和3年2月1日から） 1階：防災課分室・資機材保管場所等 2階：生活安全課執務室・情報管理室・無線放送室 3階：区民課統計係執務室・選挙管理委員会事務局執務室 4階：研修室・無線機械室 地階：電気室・機械室・倉庫 3 開庁時間 8：30～17：15（土・日・祝日・休日・年末年始[12月29日～1月3日]は除く。）						
経過	平成 3年 用地取得 平成 8年 建設工事・システム開発着手 平成 9年 建設工事竣工、システム開発完了 平成10年6月11日 開設 平成17年度 展示コーナーを月曜日も開館 令和元年11月1日 荒川区立防災センター条例の廃止に伴い「荒川区役所分庁舎」に名称を変更 11月 分庁舎2階防災課執務室は本庁舎3階へ移転 12月 分庁舎3階生活安全課執務室が2階へ移転 令和 2年 1月 本庁舎2階区民課統計係執務室が分庁舎3階へ移転 令和 3年 2月 本庁舎6階選挙管理委員会事務局執務室が分庁舎3階へ移転						
必要性	区の関係各課の執務スペースとして分庁舎を使用しているとともに、建物の特性上、災害時には、災害対応に当たる第二拠点としての機能を有することから、建物や設備全般について、平常時から施設全体を適切に維持管理していく必要がある。						
実施方法	☐ （一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） （1）建物管理（建築物点検・建築設備点検）→ 業者委託 （2）設備保守（電気設備、機械設備等）→ 業者委託						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	防災課執務室が本庁舎へ移転した後も、分庁舎が災害時の第二拠点として円滑に災害対応に当たれるよう、数多くの防災情報機器を引き続き備えていることから、建物及び設備全般について、適切に維持管理を行っていく。					

(単位：千円)

問題点・課題

- ・維持補修の規模については年度によって異なる。
- ・行政収入は分庁舎屋上に設置している事業者アンテナの使用料等である。

○庁舎内の一部の躯体や設備について経年劣化が進んでいることから、大規模な修繕や建物設備の更新を実施する必要があるとともに、防災課執務室が本庁舎に移転した後も、分庁舎が災害時の第二拠点として円滑に災害対応に当たれるよう、分庁舎に引き続き備えている防災情報機器の維持・管理を適切に行っていく必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	防災課執務室の移転の際、分庁舎に引き続き残置した防災情報機器について、適切に維持管理をしていく。	分庁舎に引き続き残置した防災情報機器について、災害時に備えて適切に維持管理を行った。	災害時の第二拠点として機能するよう、建物、各種設備及び防災情報機器類の適切な維持管理と必要な修繕や更新を行う。
②	分庁舎に設置している防災情報機器類が安定して稼働するよう、必要に応じて修繕や更新を進めていく。	防災情報機器類が安定して稼働するよう、非常用発電機及びドレンチャージャー設備等について、必要な修繕や更新を行った。	
③			

他 施 状 況	区の実	(実施	7	区	未実施	15	区	不明	0	区)
		実施7区の内訳：新宿、台東、江東、品川、目黒、世田谷、北 ※各区ホームページから検索を行い、災害対策本部を設置する本庁舎等が被災して機能しなくなった場合に、その代替拠点として機能する庁舎等を有すると認められるものとして抽出したものである。								

況議今	平成25年 平成30年	決特 決特	「非常時の電源確保について」 「非常時の電源確保について」
-----	----------------	----------	----------------------------------

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-05-17		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	荒川区役所分庁舎事業費		部課名	区民生活部防災課		課長名	漆畑	
			担当者名	小西		内線	492	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-12-03		事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 10	（ 1998 ）	年度	根拠				
終期設定	● 有 ○ 無	令和 3	（ 2021 ）	年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	起震車を活用した防災教室の実施等を通して、区民の防災技術の習得と防災意識の高揚を図り、災害発生時の区民及び地域の防災行動力を向上させることにより、災害による区民の生命・身体・財産への被害の軽減を図る。							
対象者等	区民、区内事業所、防災区民組織、防災関係機関							
内容	1 防災教室 区民及び区内にある事業所や学校等からの要請に応じて開催する防災教室や区内で行われるイベントにおいて行う起震車による地震体験を通して、地震訓練体験者の拡大を図る。 2 防災普及指導員及び防災課事務嘱託員の雇用 防災教室の開催及び軽可搬ポンプや防火水槽等の点検・整備を通して、防災区民組織や防災関係機関等との連携を図る。							
経過	・救急法講習会 昭和55年度 事業開始 防災普及啓発費に移行 ・防災教室 昭和54年度 起震車を導入し事業開始 平成2年度 起震ハウス伸縮型の起震車に買替 平成14年度 天然ガス仕様起震車購入 平成25年度 東日本大震災プログラム対応起震車に買替 ・防災とボランティア週間事業 平成7年度 事業開始 平成16～19年度 防災グッズあっせんを庁舎エレベーターホールで実施 平成20年度から防災とボランティア週間事業は防災普及啓発事業に統合							
必要性	防災教室で行う起震車による地震体験を通して、体験者に対し、「自分の身は自分で守る」という災害時における「自助」の意識を啓発する取組みは、区民や区内の事業所等による地域防災力の向上を図る観点から必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） 起震車を用いた防災訓練の実施件数（年間出勤回数） 平成28年度：89回 平成29年度：90回 平成30年度：83回 令和元年度：84回 令和2年度：35回							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	休止・完了		令和3年度中に防災普及啓発事業等に統合する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		23,613	20,761	20,628	20,540	20,731	27,080	34,744
決算額（3年度は見込み）		18,973	19,659	20,294	20,296	20,444	23,599	34,744
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	起震車体験者数	6,955	7,386	7,273	7,049	6,236	1,802	4,325

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	16,804	報酬	会計年度任用職員報酬	15,359	報酬	会計年度任用職員報酬	21,145
共済費	非常勤職員社会保険料	2,550	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	2,975	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	4,494
需用費	起震車・給水車法定点検等	778	共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,973	共済費	会計年度任用職員社会保険料	4,021
使用料等	車両リース料	270	旅費	会計年度任用職員費用弁償	1,704	旅費	会計年度任用職員費用弁償	1,829
公課費	起震車・給水車重量税	42	需用費	給水車法定点検等	255	需用費	起震車・給水車法定点検等	874
			委託料	給水車タンク清掃	44	役務費	危険物取扱者保安講習受講料	5
			使用料等	車両リース料	270	委託料	給水車タンク清掃	44

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				元年度	2年度	差額	勘定科目				元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	20,421	21,637	1,216	行政収入	地方税等	0	0	0				
		物件費	1,048	2,272	1,224		国庫支出金	0	0	0				
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0				
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0				
		補助費等	43	21	▲ 22		使用料及び手数料	0	0	0				
		減価償却費	153	153	0		その他	0	0	0				
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0				
		賞与・退職給与と引当金繰入額	79	537	458		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 21,744	▲ 24,620	▲ 2,876				
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0				
行政費用合計(b)				21,744	24,620	2,876	通常収支差額(c)+(d)=(e)				▲ 21,744	▲ 24,620	▲ 2,876	
特別費用(g)				0	0	0	特別収入(f)				0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)				0	0	0	当期収支差額(e)+(h)				▲ 21,744	▲ 24,620	▲ 2,876	

備考	本事業の給与関係費の割合が高いのは、起震車による地震体験等を通じて防災の普及啓発を行う防災普及指導員等の報酬等によるものである。なお、行政費用の給与関係費及び物件費の増は、会計年度任用職員制度の導入に伴うものである。
----	---

問題	○起震車は精密な起震装置を備えていることから、車両の維持管理に当たっては、給水車と比べてより一層の配慮が求められる。
----	--

問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	起震車の起震部分の故障を防ぐため、起震車を駐車できる屋内スペースを確保する等していく。			起震車を駐車できる屋内スペースの確保に向けた検討は行ったが、スペースの確保までには至らなかった。			起震車と給水車の適正な運用を図るため、法定点検やスポットによる修繕を通じて、適切に維持管理していく。		
②									
③									
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区 ）		
議 会 質 問 状 況									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-05-18		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	永久水利事業費		部課名	区民生活部防災課		課長名	鈴木	
			担当者名	貝田		内線	3132	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-16-01		永久水利事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 25	（ 2013 ）	年度	根拠				
終期設定	● 有 ○ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	震災等の火災に対し、枯渇しない消防水利を確保し、延焼防止に備えた永久水利施設を有効的に活用する。							
対象者等	区民、防災区民組織、防災関係機関							
内容	防災区民組織が震災等の火災に対し、迅速な対応ができるよう、永久水利施設付近に、防災資機材格納庫や消防可搬ポンプ等を整備する。また、その永久水利施設及び消防可搬ポンプ等を、防災区民組織をはじめとする防災関係機関が速やかに活用できるよう、知識・技術を習得するために訓練を実施する。 1 水利付近に配備する主な資機材等 格納庫、可搬消防ポンプ（B・C・D級）、ホース積載リヤカー、防火衣等、机、イス、組立式水槽、バルーン投光機、発電機、トランシーバー等 2 永久水利用の資機材配備場所 平成25年度：荒川遊園（河川水）、平成26年度：尾久の原公園（河川水）、 平成27年度：荒川公園（深井戸）、南千住六丁目スーパー堤防（河川水）、日暮里公園（深井戸） 平成28年度：第五中学校（河川水）、平成29年度：赤土小学校（深井戸）							
経過	＜永久水利の活用訓練＞ 永久水利施設周辺の防災区民組織や中学校防災部、管轄消防署・消防団等が参加し、永久水利施設を活用し、可搬消防ポンプやホース積載リヤカーによる遠距離送水・放水訓練を実施している。 平成25年度 荒川遊園：2回実施 平成26年度 荒川遊園：3回実施、尾久の原公園：1回実施 平成27年度 荒川公園、荒川遊園、尾久の原公園、南千住六丁目スーパー堤防：各1回実施 平成28年度 日暮里公園：2回実施、荒川遊園：1回実施 平成29年度 第五中学校：7/9実施、赤土小学校：10/29実施、尾久の原公園：1回実施、 荒川公園：6回（うち中学校職場体験5回（荒川消防署担当）） 平成30年度 荒川公園：6回（防災訓練1回、中学校職場体験5回（荒川消防署担当）） 令和元年度 第五中学校：12/1実施、荒川公園：3回（中学校職場体験（荒川消防署担当））							
必要性	震災時に発生する火災に対しては、長時間にわたる消火活動が必要であり、継続的な消火活動を可能とするためには、隅田川の河川水や深井戸等の枯渇しない水源を活用した永久水利施設が必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 委託内容=訓練会場の設営、消防ポンプの保守点検							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	永久水利施設の整備（箇所）	7	7	7	8	9	地域危険度 4 又は 5 の地域に整備
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進		推進	大震災時の火災の延焼拡大を防止するために計画的に推進する必要がある。					

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策

施状況

況（要旨）